

# 野菜価格安定制度のご案内

## 〈指定野菜価格安定対策事業〉

### ポイント1

豊作などで野菜の価格が下がったときの販売収入の減少を補てんします(上中下旬別に算定)

### ポイント2

資金の積立てに対し国60%、道府県20%の補助があります。掛け捨てではありません

### ポイント3

対象野菜の出荷期間終了後おおむね2カ月後に生産者補給金が交付されます

# I 指定野菜価格安定対策事業

## 1 加入できる野菜

- ✓ 加入できる野菜は、「野菜指定産地」(全国に約890産地)で生産された「指定野菜」で、農畜産業振興機構が指定する「対象市場」に出荷したものです
- ✓ 指定野菜の種別・出荷期間・対象市場群ごとに補てんを受ける出荷数量を申し込みます

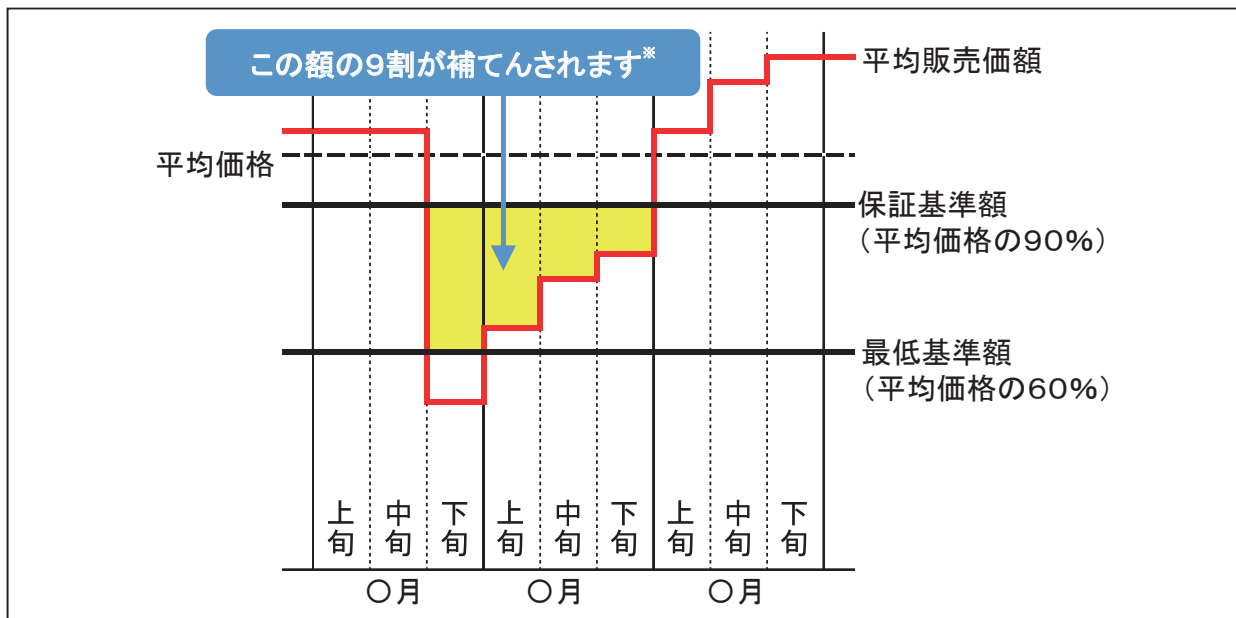
(例:種別:夏秋キャベツ、出荷期間:7~10月、対象市場群:関東ブロック)

※「指定野菜」とは、キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、ねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタスの14品目(30種別)です。このうち重要野菜は、キャベツ(春、夏、秋、冬)、秋冬だいこん、秋冬はくさい、たまねぎの4品目(6種別)です

※「対象市場」とは、全国の中央卸売市場(50市場)、地方卸売市場(149市場)、JA全農青果センター(3事業所)で、全国10ブロックの「対象市場群」に区分されています

## 2 補てん内容

- ✓ 対象野菜の平均販売価額が過去6年の平均価格の9割を下回った場合にその差額の9割が補てんされます\*
- ✓ 生産者補給金は、上旬・中旬・下旬別(おおむね10日ごと、たまねぎ、ばれいしょ、さといもは月別)に算出し出荷期間分を合計して交付します
- ✓ 対象野菜の出荷期間終了後おおむね2カ月後に生産者補給金が交付されます



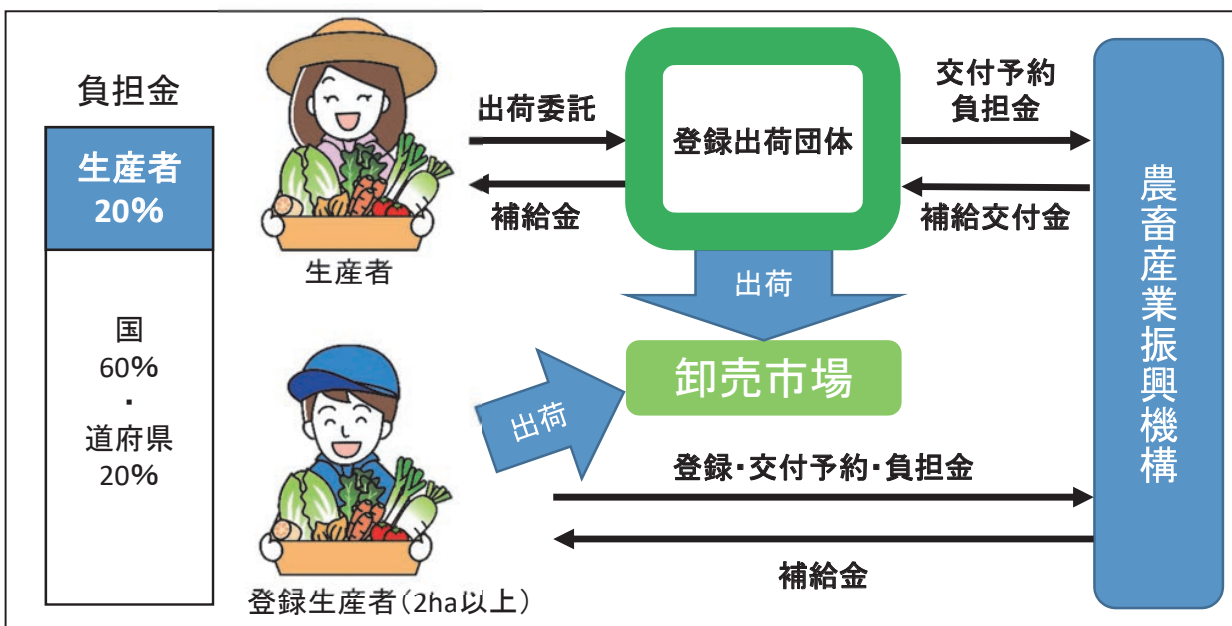
※計画出荷数量と実績とのかい離の度合いによって補てん率は異なります

### 3 資金の積立て

- ✓ 積立金の負担割合は、国60%、道府県20%、生産者20%です（重要野菜は国65%、道府県17.5%、生産者17.5%）
- ✓ 生産者の積立金（負担金）は掛け捨てではありません

### 4 加入手続き

- ✓ 事業に加入するには、農協、出荷団体など「登録出荷団体」（全国で53団体）を通じて加入する方法と、直接生産者が農畜産業振興機構に登録（対象野菜の作付面積おおむね2ha以上）をして加入する方法があります



### 5 事業の活用例

品目：夏秋キャベツ（関東） 交付数量：445トン（作付面積6.5ha） 出荷期間：7～10月

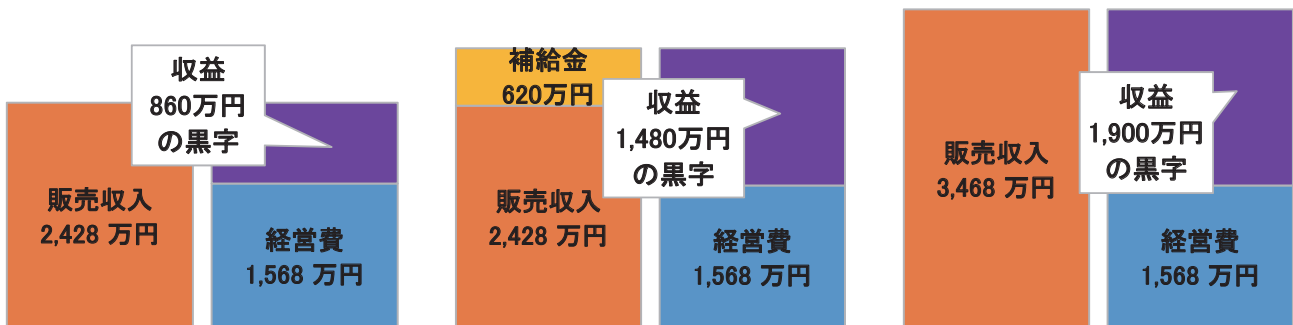
価格が平年比で3割低下

補給金620万円

事業を活用しなかった場合

事業を活用した場合

平年の場合



## Ⅱ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

### 1 加入できる野菜

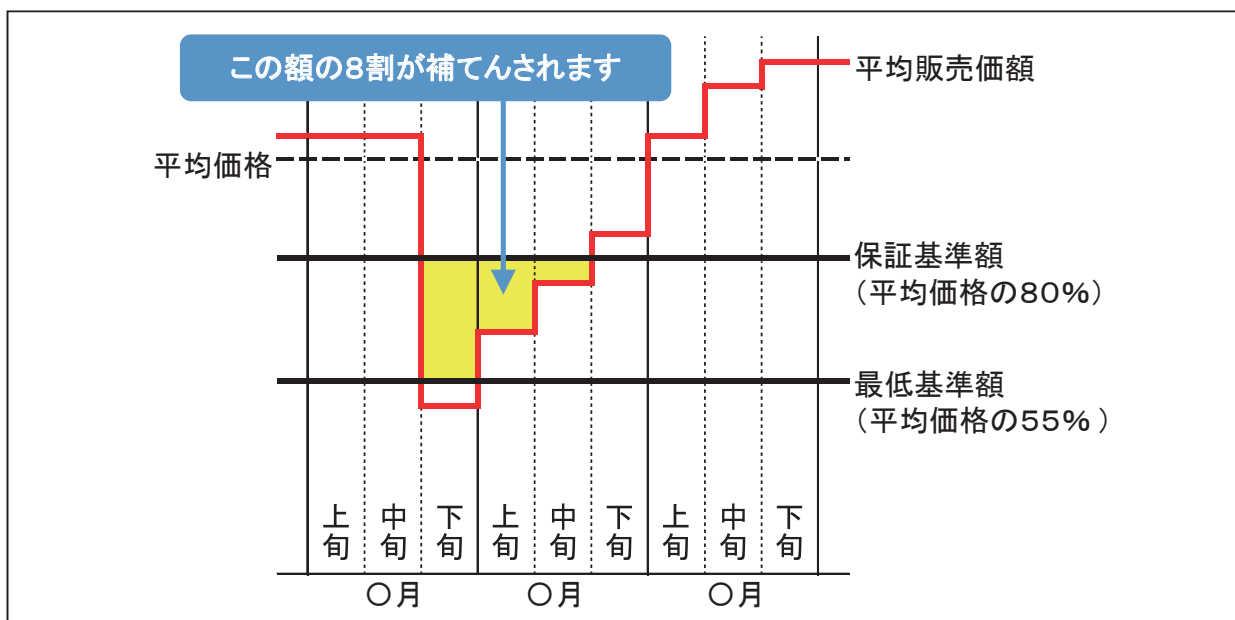
- ✓ 加入できる野菜は、特定野菜(35品目)と指定野菜(14品目)の2種類で、知事が選定した「対象産地」(約960産地)で生産され「対象市場」に出荷したものです
- ✓ 特定野菜の種別・出荷期間・対象市場群ごとに補てんを受ける出荷数量を申し込みます(例:種別:すいか、出荷期間:7~8月、対象市場群:関東ブロック)

※「特定野菜」とは、いちご、えだまめ、かぶ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生いたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが及び重要特定野菜のアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリーの35品目です

※「対象市場」とは、指定野菜価格安定制度の「対象市場」と「別途知事が定める市場」です

### 2 補てん内容

- ✓ 対象野菜の平均販売価額が過去6年の平均価格の8割を下回った場合にその差額の8割が補てんされます\*
- ✓ 生産者補給金は、上旬・中旬・下旬別(おおむね10日ごと)に算出し出荷期間分を合計して算出します
- ✓ 対象野菜の出荷期間終了後おおむね2カ月後に生産者補給金が交付されます



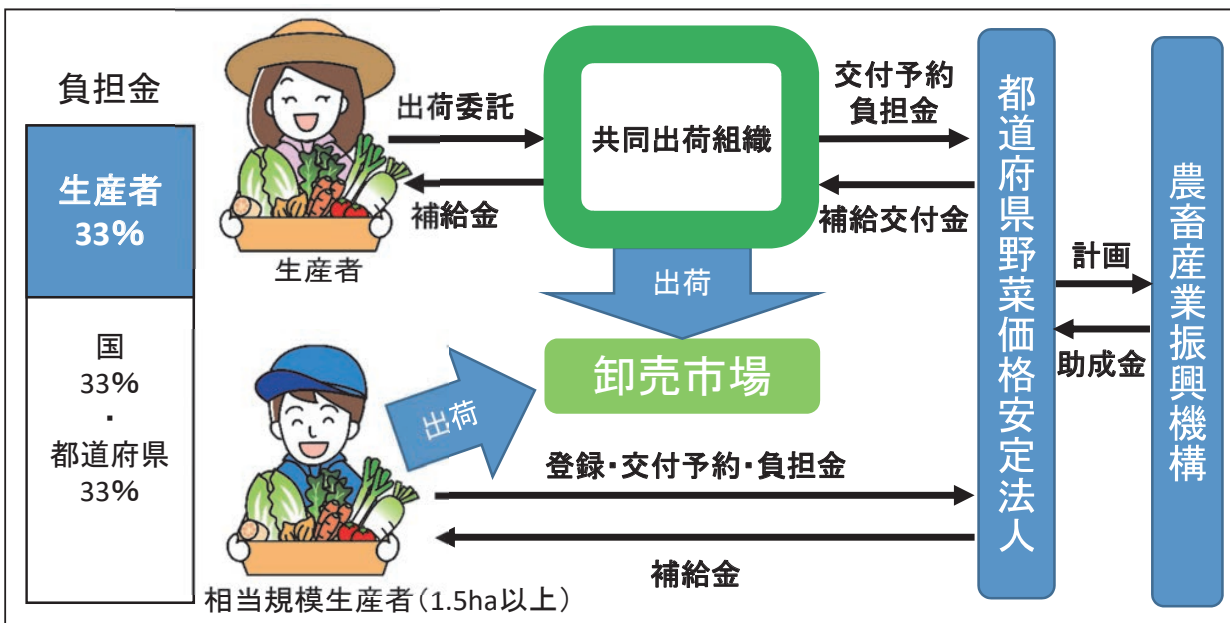
※指定野菜の保証基準額は平均価格の90%

### 3 資金の積立て

- ✓ 積立金の負担割合は、①特定野菜は、国33%、都道府県33%、生産者33%(重要特定野菜は国50%、都道府県25%、生産者25%)、②指定野菜は、国50%、都道府県25%、生産者25%です
- ✓ 生産者の積立金(負担金)は掛け捨てではありません

### 4 加入手続き

- ✓ 事業に加入するには、農協、出荷団体など「共同出荷組織」を通じて加入する方法と、直接生産者が都道府県野菜価格安定法人に登録(対象野菜の作付面積おおむね1.5ha以上(指定野菜は2.0ha以上))をして加入する方法があります



### 5 事業の活用例

品目:すいか(関東) 交付数量:48トン(作付面積1.4ha) 出荷期間:6月

価格が平年比で3割低下

補給金64万円

事業を活用しなかった場合

事業を活用した場合

平年の場合

